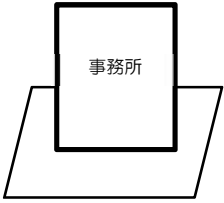
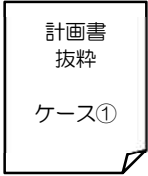
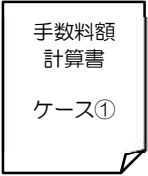
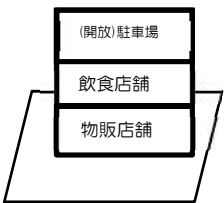
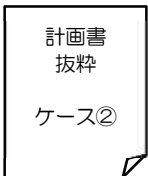
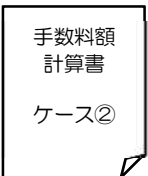
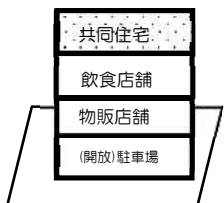
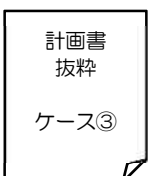
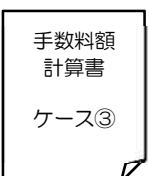




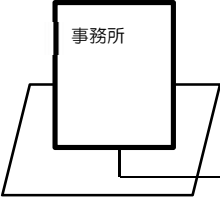
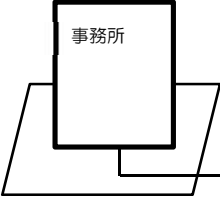

手数料額計算書の記載例（省エネ適判等）

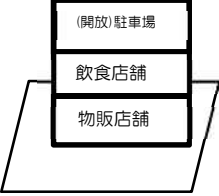
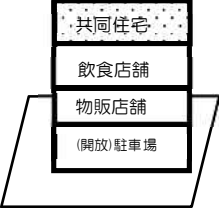
※省エネ適判等において想定される申請イメージ（モデル建物法の場合）

ケース	建物概要
ケース①	新築、面積13,000㎡、非住宅（事務所）
ケース②	新築、面積10,000㎡、非住宅（物販、飲食、駐車場（開放））
ケース③	新築、面積13,500㎡、複合建築物（共同住宅、物販、飲食、駐車場（開放））
ケース④	新築、面積30,000㎡、非住宅（工場）
ケース⑤	新築、面積30,000㎡、非住宅（工場、事務所）
ケース⑥	新築(他の建築物※)、面積13,000㎡、非住宅（事務所）（認定と同じ計算方法）
ケース⑦	新築(他の建築物※)、面積13,000㎡、非住宅（事務所）（認定と異なる計算方法）
ケース⑧	増築、面積11,000㎡（増築6,000㎡）、非住宅（事務所）
ケース⑨	軽微変更、面積10,000㎡、非住宅（物販、飲食、駐車場（開放））
ケース⑩	軽微変更、面積13,500㎡、複合建築物（共同住宅、物販、飲食、駐車場（開放））

※複数建築物の性能向上計画認定において、コージェネレーションシステム設備等から熱供給を受ける建築物

条件	省エネ適判 手数料算定	計画書（申請書） 抜粋	手数料額 計算書
<p>ケース①【新築】</p>  <p>建築物面積：13,000㎡ 計算方法：モデル建物法 事務所：13,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(二) (10,000～25,000㎡)</p> <p><u>371,000円</u></p>	 <p>計画書 抜粋 ケース①</p>	 <p>手数料額 計算書 ケース①</p>
<p>ケース②【新築】</p>  <p>建築物面積：10000㎡ 計算方法：モデル建物法 対象部分：10,000㎡ ・物販店舗：3,000㎡ ・飲食店舗：2,000㎡ ・駐車場：5,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(二) (10,000～25,000㎡)</p> <p><u>371,000円</u></p> <p>※備考六適用</p>	 <p>計画書 抜粋 ケース②</p>	 <p>手数料額 計算書 ケース②</p>
<p>ケース③【新築】</p>  <p>建築物面積：13,500㎡ 計算方法：モデル建物法 対象面積：3,500㎡ ・物販店舗：1,500㎡ ・飲食店舗：1,500㎡ ・駐車場：500㎡ 非対象面積：10,000㎡ ・共同住宅：10,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(二) (2,000～5,000㎡)</p> <p>235,700円</p> <p>※備考五、六適用</p>	 <p>計画書 抜粋 ケース③</p>	 <p>手数料額 計算書 ケース③</p>

<p>ケース④【新築】</p>  <p>建築物面積：30,000㎡ 計算方法：モデル建物法 工場：30,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(一) (25,000㎡～) <u>201,000円</u></p>	<p>計画書 抜粋 ケース④</p>	<p>手数料額 計算書 ケース④</p>
<p>ケース⑤【新築】</p>  <p>建築物面積：30,000㎡ 計算方法：モデル建物法 対象面積：30,000㎡ ・工場：25,000㎡ ・事務所：5,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(二) (25,000㎡～) <u>435,000円</u></p> <p>※備考七適用</p>	<p>計画書 抜粋 ケース⑤</p>	<p>手数料額 計算書 ケース⑤</p>
<p>ケース⑥【新築、他の建築物】</p>  <p>建築物面積：13,000㎡ 計算方法(計画認定)： モデル建物法 計算方法(適合判定)： モデル建物法 事務所：13,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(一) (10,000～25,000㎡) <u>161,000円</u></p> <p>※備考三適用</p>	<p>計画書 抜粋 ケース⑥</p>	<p>手数料額 計算書 ケース⑥</p>
<p>ケース⑦【新築、他の建築物】</p>  <p>建築物面積：13,000㎡ 計算方法(計画認定)： 標準入力法 計算方法(適合判定)： モデル建物法 事務所：13,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(二) (10,000～25,000㎡) <u>371,000円</u></p>	<p>計画書 抜粋 ケース⑦</p>	<p>手数料額 計算書 ケース⑦</p>
<p>ケース⑧【増築】</p>  <p>建築物面積：11,000㎡ 計算方法：モデル建物法 ・(既存)事務所：5,000㎡ ・(増築)事務所：6,000㎡</p>	<p>手数料別表三 一の(二) (5,000～10,000㎡) <u>309,000円</u></p> <p>※備考八適用</p>	<p>計画書 抜粋 ケース⑧</p>	<p>手数料額 計算書 ケース⑧</p>

<p>ケース⑨【軽微変更】</p>  <p>建築物面積：10000㎡ 計算方法：モデル建物法 対象部分：10,000㎡ ・物販店舗：3,000㎡ ・飲食店舗：2,000㎡ ・駐車場：5000㎡</p>	<p>手数料別表三 六の(二) (10,000～25,000㎡) <u>260,000円</u></p> <p>※備考六適用</p>	<p>計画書 抜粋 ケース⑨</p>	<p>手数料額 計算書 ケース⑨</p>
<p>ケース⑩【軽微変更】</p>  <p>建築物面積：13,500㎡ 計算方法：モデル建物法 対象部分：3,500㎡ ・物販店舗：1,500㎡ ・飲食店舗：1,500㎡ ・駐車場：500㎡ 非対象部分：10,000㎡ ・共同住宅：10,000㎡</p>	<p>手数料別表三 六の(二) (2,000～5,000㎡) <u>165,100円</u></p> <p>※備考五、六適用</p>	<p>計画書 抜粋 ケース⑩</p>	<p>手数料額 計算書 ケース⑩</p>



：適合性判定の対象外部分

ケース①（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 13,000 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 371,000 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 円

手数料額 371,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース①（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	13,0000 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 10 階 (地下) 1 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (13,000 m ²) (13,000 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)
増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (0.8)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース②（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 10,000 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 371,000 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 円

手数料額 371,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース②（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	10,000 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 6 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (10,000 m ²) (5,000 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)
増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (0.7)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース③（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 3,500 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 235,700 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 円

手数料額 235,700 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

(日本産業規格A列4番)

ケース③（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	13,500 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 14 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (3,500 m ²) (3,000 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)
増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (0.9)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	80 戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (10,000 m ²) (10,000 m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース④（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 30,000 m ²	別表 三の一の(一) 201,000 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 円

手数料額 201,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

(日本産業規格A列4番)

ケース④（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	30,000 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 5 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (30,000 m ²) (30,000 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)
増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (0.2)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース⑤（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 30,000 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 435,000 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 円

手数料額 435,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑤（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	30,000 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 5 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (30,000 m ²) (30,000 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)
増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (0.6)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース⑥（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入）（用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input checked="" type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 13,000 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 161,000円

手数料額 161,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑥（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	13,0000 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 10 階 (地下) 1 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (13,000 m ²) (13,000 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)
増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (0.8)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース⑦（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 13,000 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 371,000 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 円

手数料額 371,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑦（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	13,0000 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 10 階 (地下) 1 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (13,000 m ²) (13,000 m ²)
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)
増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
竣工年月日 年 月 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (0.8)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース⑧（手数料額計算書）

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

1 計画の種別 新築
 （該当する□にレを記入） （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 増築又は改築
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）
 他の建築物
 （用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画の評価方法 モデル建物法 標準入力法等
 （該当する□にレを記入）

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 円
<input checked="" type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積 6,000 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(二) 309,000 円
<input type="checkbox"/> 他の建築物の場合	対象床面積 m ²	別表 三の一の(一) 円	別表 三の一の(一) 円

手数料額 309,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑧（計画書抜粋）

計画書（抜粋）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	11,000 m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 5 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】
【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)
【ロ. 増築】 全体 (11,000 m ²) (11,000 m ²)
増築部分 (6,000 m ²) (6,000 m ²)
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)
改築部分 (m ²) (m ²)
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
竣工年月日 平成 20 年 3 月 31 日 竣工
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI (1.0)
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸
【2. 住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】 (m ²) (m ²)	
【ロ. 増築】 全体 (m ²) (m ²)	
増築部分 (m ²) (m ²)	
【ハ. 改築】 全体 (m ²) (m ²)	
改築部分 (m ²) (m ²)	

ケース⑩（手数料額計算書）

第15号様式（第19条関係）

軽微変更証明

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明）

1 計画の種別
（該当する□にレを記入）

新築
（用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

増築又は改築
（用途 工場等のみ 工場等のみの場合以外）

2 計画書の評価方法
（該当する□にレを記入）

モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額

計画の種類 （計画の該当する□にレを記入）		非住宅部分の用途	
		工場等のみの場合	工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 新築の場合	対象床面積	3,500 m ²	円
		別表三 六の（一）	別表三 六の（二）
		円	165,100 円
<input type="checkbox"/> 増築・改築の場合	対象床面積	m ²	円
		別表三 六の（一）	別表三 六の（二）
		円	円

手数料額 165,100 円

（注意）
「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑩（軽微変更申請書抜粋）

軽微変更該当証明申請書（抜粋）

（第三面）

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

【4. 延べ面積】	13,500 m ²
【5. 建築物の階数】	（地上） 14 階 （地下） 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築

（第五面）

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】		
【2. 非住宅部分の床面積】		
（床面積）（開放部分を除いた部分の床面積）		
【イ. 新築】	（ 3,500 m ² ）	（ 3,000 m ² ）
【ロ. 増築】	全体（ m ² ）	（ m ² ）
	増築部分（ m ² ）	（ m ² ）
【ハ. 改築】	全体（ m ² ）	（ m ² ）
	改築部分（ m ² ）	（ m ² ）
【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	竣工年月日 年 月 日 竣工	
【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】		
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準 <input checked="" type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準		
基準一次エネルギー消費量 GJ/年		
設計一次エネルギー消費量 GJ/年		
BEI（ 0.8 ）		
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
（ ）		
【5. 備考】		

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料（ケース①～⑩に係る箇所を抜粋）

事務	名称及び額	徴収時期
一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (一) 非住宅部分の用途が工場等 （工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみの場合 (二) (一)以外の 非住宅部分 の場合 モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計が 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 五千平方メートル以上一万平方米未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 一万平方米以上二万五千平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 二万五千平方メートル以上 のもの 当該部分の床面積の合計が 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 五千平方メートル以上一万平方米未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 一万平方米以上二万五千平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 二万五千平方メートル以上 のもの	計画提出又は計画通知のとき。
六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十一条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が 軽微な変更 に該当するもの	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (一) (一)以外の 非住宅部分 の場合 モデル建物法による場合 当該部分の床面積の合計が 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 一万平方米以上二万五千平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計が 二万五千平方メートル以上 のもの	交付申請のとき。

備考

三 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における**建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料**について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における**建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の三の部一の項(一)の規定により算出した額とする。**

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料については、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の三の部二の項(一)の規定により算出した額とする。

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることに該当していることの証明手数料の算出において、**複合建築物（住宅部分と非住宅部分を含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみを利用する部分の床**

面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。

六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第四条第一項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

七 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。

八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。